

女性の活躍に関する行動計画

女性活躍推進法に基づき、社会福祉法人秀峯会では、女性の能力が十分に発揮できる環境を整備することにより、女性をはじめとする全ての社員が働きがいをもっていきいきと働ける企業となることを目指し、以下のように行動計画を策定します。

1. 計画期間：平成29年4月1日 ～ 平成32年3月31日の3年間
2. 当法人の課題：年次有給休暇取得状況に個人差があるととも、全体的に取得率が低い。
3. 目標：年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均5日以上とする。
4. 取組内容と実施期間
 - 平成29年 4月 ～ 年次有給休暇の取得状況の把握（過去3年間のデータ）
 - 平成29年 7月 ～ 年次有給休暇の取得目標及び促進策を策定
 - 平成29年10月 ～ 年次有給休暇の取得促進を実行
 - 平成30年 4月 ～ 年次有給休暇の取得状況を把握し、継続もしくは対策を再検討